

# 平成27年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成28年3月31日（木）

【開会】 13時00分

【閉会】 13時22分

【場所】 明治安田生命川崎ビル2階 第2会議室

## 【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

## 【出席職員】

総務部長 三橋

総務部担当部長 佐藤

庶務課長 野本

企画課長 古内

庶務課担当課長 田中

教職員課課長補佐 大島

庶務課担当係長 武田

担当係長 高橋

書記 今村

## 【署名人】

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

(13時00分 開会)

## 1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

## 2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、13時00分から13時30分までといたします。

## 3 傍聴

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございませんが、会議中に傍聴の申し出がございましたら、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

では、そのように決定いたします。

## 4 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条により、中本委員と濱谷委員にお願いをいたします。

## 5 議事事項Ⅰ

議案第85号 川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の制定について

【峪委員長】

それでは議事事項に入ります。

「議案第85号 川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長お願いします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第85号「川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則」の制定につきまし

て御説明いたします。

はじめに「資料」をご覧ください。

こちらは、平成26年5月14日に公布された「地方公務員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」の新旧対照表を抜粋したものでございます。上段が改正案、下段が現行のものと表記されておりますが、こちらは既に改正後ですので、上段が改正後、下段が改正前のものと読み替えいただければと思います。

この改正法は、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることをその内容としております。

資料の2ページ目をご覧ください。

改正法においては、能力本位の任用制度の確立のため、第15条の2にて任用（採用、昇任、降任、転任）の定義が明確化され、第15条にあるように職員の任用は、その職員が標準職務遂行能力と適性を有するかどうかを判断するため、人事評価その他能力の実証に基づき行うものとされております。

資料の3ページ目をご覧ください。

同条第1項第5号にありますように、標準職務遂行能力は、「職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるもの」とされております。なお、標準的な職とは、同条第2項にありますように、「職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定めるもの」とされております。

そのため、改正法において、定めることとされた標準的な職及び標準職務遂行能力について、教育委員会として必要な事項を定めるためこの規則を制定するものでございます。なお、国家公務員に準じて、標準的な職については規則、標準職務遂行能力については、要綱で定めるものとしています。

改正法については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていることから、平成28年4月1日を施行期日として、本規則を制定するものでございます。

それでは、議案第85号にお戻りください。

3枚目をご覧ください。

制定理由でございますが、「地方公務員法第15条の2第2項の規定に基づき、川崎市教育委員会職員の標準的な職を定めるため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚目にお戻りください。

まず職員についてですが、カッコ書きにありますとおり、「県費負担教職員」を除く全てのものをその対象としております。県費負担教職員については、神奈川県人事委員会の制定によるものでございます。なお、県費負担教職員については、平成29年4月から市費へ権限等の移譲がなされることとなりますので、今後整理した上で改めて規定することといたします。

続いて、「地方公務員第15条の2第2項の標準的な職は、別表の第1欄に掲げる職務の種類及び同表の第3欄に掲げる職の属する同表の第2欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げるとおりとする。」と標準的な職の内容について規定をしております。

ここでそれぞれの用語の意義について改めて確認いたしますと、別表の第1欄にあります「職務の種類」についてでございますが、担当の仕事である任務を分類したものと解されます。ここ

では川崎市職員の給与に関する条例別表に示されたそれぞれの給料表ごとに規定をしております。

次に、第2欄の「職制上の段階」とは、具体的内容について、改正法の条文上は明らかにされていなものの、職員数の公表等に係る総務省の運用通知では、公表の例において、職制上の段階を「係員級、係長級、課長補佐級、課長級、次長級、部長級」と示していることから、職制上の段階とは、それぞれの職位を表すものと解釈されます。そのため、職制上の段階を端的に表すものとして、川崎市職員の任用に関する規則第2条における昇任段階表等を参考にすることといたしました。

続きまして、第3欄にございます「職」については、一人の職員に割り当てられる職務と責任のことと解されますが、こちらでは川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則第3条の補職名等を参考にしております。

最後に第4欄「標準的な職」についてでございますが、各職制上の段階を端的に表すものと解されており、地方公務員法第15条の2第2項で「職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定めるもの」とされております。

今回定める「標準的な職」は、任用（採用、昇任等）や人事評価における統一的な基準となるため、相応の格式を持たせた方が望ましいという判断から、規則で定めることといたしました。

以上、御説明申し上げます。御審議の程よろしくお願いいたします。

**【峪委員長】**

御質問はありますか。なければ原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【峪委員長】**

それでは、原案のとおり可決いたします。

**議案第86号 川崎市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則の制定について**

**【峪委員長】**

次に、「議案第86号 川崎市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長お願いします。

**【庶務課担当課長】**

それでは、議案第86号「川崎市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則」の制定につきまして御説明申し上げます。

はじめに「資料」をご覧ください。

こちらは平成27年4月1日付けで改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の新旧対照表を抜粋したものでございます。先ほどと同様、上段が改正案、下段が現行のものと表

記されておりますが、こちらは既に改正後ですので、上段が改正後、下段が改正前のものと読み替えいただければと思います。

資料の2ページ上段をご覧ください。改正後の法の第13条には、教育長に関する規定が新設されており、第2項には、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」ものとされております。こちらは、教育長に事故があり、その職務を行うことができない場合、又は、欠けた場合に、教育長の職務を代理することを、あらかじめ教育長が委員の中から指名して、教育長に事故がある場合等に事務に支障をきたさないことのないように配慮したものでございます。教育長は常勤職員ですが、教育委員会の構成員であり、かつ代表者であることから、その代理は教育委員会事務局職員の中からではなく、非常勤の委員の中から指名することとしております。改正前の教育長の職務代理者は教育委員会規則で定められておりましたが、改正後の教育長の職務代理者は、会議の主宰だけではなく、具体的な事務執行についての職責を負うこととなります。

しかしながら、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、資料の4ページ上段にございますけれども、法第25条第4項、こちらの規定に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能となっており、この度、教育長職務代理者に係る職務の委任等について規定するものでございます。

それでは、議案第86号にお戻りください。

2枚目をご覧ください。

制定理由でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項の規定に基づき、教育長職務代理者に係る職務の委任等に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定するもの」でございます。

1ページにお戻りください。

まず教育長職務代理者が行う職務の委任等についてでございますが、「教育長職務代理者が行う職務については、教育委員会の会議その他の議事の運営に関する事務を除き、教育次長に委任し、又は臨時に代理させることができる。」と規定しております。教育次長とした理由でございますが、教育次長は、教育長の命を受け、事務局に属する事務を掌理する立場であるため、教育長職務代理者の職務が委任され、または臨時代理する立場として適任であると考えております。

また、委任等ができる職務の範囲については、教育委員会の権限に属する事務である教育委員会の会議その他の議事の運営に関する事務を除き、委任等ができるものとしております。

次に規則の後段部分になります。「この場合において」以下をご覧ください。「教育次長に事故があるとき、又は教育次長が欠けたときは、同局の部長に委任し、又は臨時に代理させることができる。」とし、教育次長に事故があった場合、又は教育次長が欠けた場合の委任等を受ける対象者について規定しております。事務局の組織上、局長級である教育次長の次に、上司の命を受け、所掌事務を掌理する立場にある部長級の職が設置されていることから同局の部長に委任し、又は臨時に代理させることとし、教育長職務代理者及び教育次長に事故があった場合や欠く事態が生じたときに混乱をきたさないよう、予め整理しておくことがより望ましいと判断し、規定したところでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議の程よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

御質問はありますか。なければ原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

## 6 その他

【峪委員長】

私と高橋委員は本日が最後の教育委員会となります。高橋委員から一言お願いします。

【高橋委員】

4年間、勉強させていただき、ありがとうございました。

たまたま教育委員長と教育長とは任命日が一緒でございまして、まったく4年間一緒に、やらせていただいた背景もございました。

初日にですね、実は、おそらく誰もが「この人誰だ」と思ったのかもしれませんが、もともと障害の子どもがいた保護者で、障害の子たちの自立のためのダンウェイという会社を立ち上げた背景からの任命であります。

そして、人権尊重、一人ひとりの教育を大事にされてきた川崎の教育があったという背景から任命されたのだらうという意識をもって初日を迎えたのですが、実は初日にですね、教育長にそうは言っても、あまりにも私は視野が狭いので、初日から視察をさせてくださいと、初めて会って、初めての人をお願いをしたら「いいですよ。」と言ってくれたので、そのお言葉を正直に受け止めまして、視察を4年間させていただきました。

もしかしたら仕事をちょっと増やしてしまったかもしれませんが、やはり、現場を大事に、新しい教育プランもできましたけれども、一人ひとりに寄り添う教育というものを自分自身も大事にしていきかけたし、また、川崎の教育では、本当に一人ひとりに寄り添う教育を大事にしているなというところも感じながら、4年間、視察を続けた中での教育委員会への参加させていただいた。逆にわがままを含めてですね、認めていただいてありがとうございました。

その結果ですね、感じたのが、200校くらい周っているのですが、やはり障害の子に限らず、昨年、教育プランの理念を掲げたように、子ども達は、生きにくくなっちゃっているなというところが正直なところで、先生たちも、それに対して本当に一生懸命やっただいてるな。ただ、やっぱり学校にかなり多くの課題が集中してしまっているなというところを肌で感じているところで、何でそうなってしまったのかなということにおいては、私も、社会保険労務士の立場でございまして、やはり子どもが、子どもの権利条例の背景で宣言しているように、子ども達は、親にすごく幸せになってほしいと宣言をしていて、結果的に子どもが生きにくいのは、親がやっぱり生きにくいからじゃないのか。どうして生きにくいのかななどを考えたときに、企業の雇用の在り方をですね、時代の変化とともに大人も生きにくくなっちゃったから、今一番弱い子どもに

集中して、大人の不安とかそういったものが、子どもが影響を多く受けてしまっているんじゃないか、そういうのも、この4年間で視察の中で感じた次第です。

この4年間の勉強させていただいたことを、より活かして、そういった課題も、今後は違った立場ですけど、世の中に伝えていきながら、企業の経営者としても、保護者としても、雇用の在り方というものを、子ども達が未来の子ども達を育てるための地域の一員として、これからも様々の立場でありますけれども、使命感をもって違った形になりますが、バックアップしていきたいなと思っております。

これからも教育を応援していきますので、引き続きこの御縁を大切にしていきたいと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

4年間、ありがとうございました。

#### 【峪委員長】

それでは私からも一言申し上げたいと思っております。

本当に4年間、ありがとうございました。

特に部長さん、課長さんの素晴らしい人材が、私を、教育委員全体を支えてくださっていたなと本当に思いますね。

その素晴らしさというのは、他の委員会はありませんけれども、私はたぶん全国でどこを探してもないんじゃないかなと思うくらいに思っております。

さらには、この6人の教育委員メンバーはなかなか面白かった。それぞれと個性と能力があって、ちゃんとお互いをカバーするようにできていて、みんな違うことをいうかと思えば、結局は、一つにちゃんとまとまっているという、この素晴らしいバランスの取れ方といい、それぞれが本当によかったなど。いい人たちと一緒に仕事ができたとことを感謝しております。

何よりも、教育長が素晴らしい。私は、若い時から算数教育研究会と一緒にさせていただいて、夏休みなどは、たくさん研究物を持って、日本数学教育学会に出かけて行って発表をするんですよ。その場合でも、渡邊教育長の発表は素晴らしかった。

若い時から光っていました。そして今、この通りでございます。

大変難しいこの4年間だと思うんですけども、それを見事に、事務局の皆さんを結集して渡邊教育長が乗り切ってきた。その実感が、非常に強いですね。そういう点で、難しかったというものの、非常に意味深い勉強をした4年間であったと思っております。

本当に、ありがとうございました。

## 7 閉会宣言

#### 【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

(13時22分 閉会)